

農薬管理指導士制度について

1 目的

農薬販売業者及び防除業者（農業協同組合の営農指導員及びグリーンキーパー等農薬取扱責任者含む）に対して、農薬に関する専門的な研修を実施するとともに認定試験を実施し、合格者を沖縄県農薬管理指導士として認定することにより、農薬取扱業者の資質向上を図り、もって農薬の安全使用の推進を図る。

2 任務

(1) 以下の事項の指導助言（販売窓口や防除業務に際して）

- ① 農薬関連法令の遵守
- ② 農薬の特性を踏まえた適正な使用
- ③ 農薬使用に伴う人畜に対する危被害及び環境汚染の防止
- ④ 水質汚濁性農薬の安全使用
- ⑤ 農薬使用基準等に基づく農薬の安全使用
- ⑥ 農薬の適正な保管、管理
- ⑦ 毒物または劇物に指定された農薬の適正な取扱及び使用
- ⑧ 県が定めた病虫害防除指針（防除の手引き）等に基づく病虫害・雑草の防除

(2) 農薬危害防止運動への積極的な参加

(3) その他研修会等への参加

3 対象者

沖縄県内の事業所に勤務し、次のいずれかに該当する者

- (1) 満20歳以上の農薬販売業者またはその従業員で現に農薬の販売業務に従事している者のうち、実務経験が2年以上の者。
- (2) 満20歳以上の防除業者またはその従業員で現に防除業務に従事している者のうち、実務経験が2年以上の者。
- (3) 満20歳以上の農業協同組合の営農指導員及びグリーンキーパー等農薬取扱責任者のうち、実務経験が2年以上の者。
- (4) その他、知事が受講を認めた者

4 研修テキスト

「農薬概説」 社団法人 日本植物防疫協会発行
その他講師が別に用意する研修資料